

1. 書類・手続き関係における重点項目

書類・手続き関係で頻繁に確認される重要な指摘事項です。社内でダブルチェックするなど、十分に確認してください。

重点項目	安全関係	①作業主任者の選任 作業主任者の選任が必要な作業(足場、特定化学物質、石綿、2m以上の掘削等)がある場合は、確実に選任を行い、施工計画書に資格者証を添付してください。
		②石綿使用の有無に関する事前調査及び調査結果システムへの登録 事前調査を行う必要がない建材(木材、金属、ガラス等のみで構成されている)、周囲の材料を損傷させるおそれのない作業を除き、原則すべての建築物及び工作物の解体、改修工事等(電気設備工事を含む)において石綿使用の有無に関する事前調査が必要です。事前調査結果の記録の作成、発注者への書面説明を行ってください。 また、一定規模以上の工事においては、石綿の事前調査結果報告(Gビズ)の登録が必要です。 ※一定規模以上の工事とは、建築物の解体:対象床面積が80㎡以上、建築物の改造・補修、工作物の解体・改造・補修:請負金額の合計が100万円以上
		③石綿除去作業に伴う作業計画及び作業完了報告書の作成 石綿除去作業を行う際は、特定粉じん排出等作業計画及び作業完了報告書が必要です。 ※レベル1、2の除去作業を行う場合は、作業開始の14日前までに特定粉じん排出等作業実施届出書が必要です。
		④安全作業の徹底 脚立を跨いでの作業、ヘルメットを着用していない、又はフレコンバッグをフォークリフトのフォークで直接吊る等の不安全作業を行わないでください。
	施工体制	⑤法定福利費の内訳明記 請負契約書等に法定福利費の内訳(金額又は率)が記載されていることを確認してください。
		⑥下請業者との適正な契約締結及び社会保険への加入 下請業者との適正な契約締結及び社会保険への加入を確認してください。 特に、一人親方の場合は、請負契約又は雇用契約による適正な契約と社会保険への加入の確認を徹底してください。
		⑦工期延長時の施工体制台帳作成 工期延長した期間中に下請業者が施工を行う場合には、変更した施工体制台帳を作成してください。
		⑧請負契約書等の修正 工期延長等の契約条件変更に伴う請負契約書等の追記・修正については、パソコン上のスキャンデータに対して行わないでください。 修正等が必要な場合は、請負契約書の原本に対し、契約当事者による訂正印の押印または覚書の締結等により、正式な手続きを経て修正してください。
	産業廃棄物処理	⑨工期内の産業廃棄物処理 産業廃棄物や発生材(スクラップ、古紙等)の処理(処分業者までの搬入)は工期内に行ってください。 また、工期延長した期間中に収集運搬及び処分を行う場合には、それらの履行期間を延長して行ってください。
	退職金関係	⑩退職金制度の確認 退職金制度の種類に依らず、掛金充当実績総括表と全下請業者の建設業退職金共済制度加入労働者数報告書を提示してください。 建退共制度を活用している場合は、被共済者就労状況報告書と工事別共済証紙受払簿を提示してください。 建退共制度を活用していない場合は、別制度を適用または加入していることがわかる資料を提示してください。
	工事写真	⑪工事写真の不可視部分撮影 接地極の深さ、埋戻しの1層の仕上り厚さ、コンクリート埋込管や隠ぺい配管の支持間隔等の不可視部分が分かるように撮影してください。

2. 書類・手続き関係

重点項目の他にもよくある主な指摘事項は次の通りです。社内検査などで特に確認してください。

工事实績情報	・ CORINSの登録を完了日(変更日)を含めて10日以内(土・日・祝祭日含まず)に行ってください。
施工計画書	・ 工事写真に電子黒板を使用する場合には、使用する機器(ソフトウェア)を記載してください。
施工体系図	・ 建設工事の請負契約における下請負人をすべて記載してください。
施工体制台帳	・ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者に必要な要件が確認できる書類の写しを添付してください。 ・ 請負契約が確認できる書類(以下、「請負契約書等」と言う。)の写しを添付してください。 下記3パターンのいずれかが必要です。 (1)請負契約書、(2)基本契約書+注文書・注文請書、(3)基本契約約款+注文書・注文請書 ・ 請負契約書等に必須の内容(建設業法第19条第1項による)が記載されていることを確認してください。 ・ 一次下請け業者の本社が福岡市外にある場合、地場企業下請不使用理由書を提出してください。 ・ 各社の作業員名簿を添付してください。 ・ 施工体制台帳と作業員名簿の社会保険の加入状況を正しく記載してください。 ・ 施工体制台帳及び再下請負通知書の工事内容の欄には、担当する工事の具体的な内容を記入してください。 その際、〇〇工事一式といった曖昧な記載や上位注文者と同じ記載内容ではなく、下請負人の責任施工範囲、施工条件等を具体的に記載してください。 ・ 重量物搬入を行う下請負人についても、施工体制台帳を作成してください。
産業廃棄物処理	・ 許可を持たない事業者収集運搬をさせないでください。 ・ 工事写真で産業廃棄物収集運搬車の表示が確認できるようにしてください。
建設リサイクル	・ 「建設リサイクル法届出(通知)番号」を工事標示板等に貼り付け、工事写真として撮影してください。 ・ 路面復旧におけるアスファルトや路盤材、基礎材等で使用する砕石、砂などに再生材を使用した場合、工事計画時に再生資源利用計画書、工事完了時に再生資源利用実施書を提出してください。 ・ 撤去工事などで建設副産物の発生がある場合、工事計画時に再生資源利用促進計画書、工事完了時に再生資源利用促進実施書を提出してください。
安全関係	・ 現場作業や施工管理に従事した方については、新規入場者教育の実施記録と作業員名簿に記載されていることを確認してください。 ・ 作業主任者の選任が必要な作業がある場合は、作業主任者を選任のうえ、作業主任者の氏名等を見やすい場所に掲示してください。また、その状況を工事写真として撮影してください。 ・ 足場については、最大積載荷重を掲示し、工事写真として撮影してください。 ・ 石綿除去作業を行う場合、作業主任者以外の作業員は、特別教育を受講してください。 ・ 酸欠、硫化水素中毒のおそれがある場所については、酸素、硫化水素の濃度測定を行い、測定記録を提示してください。
工事写真	・ 工事黒板に位置、施工対象、施工内容がわかるように記載してください。 ・ 工事写真の黒板情報電子化(電子黒板)を実施した場合には、信憑性の確認を行った結果を提出してください。 ・ 同じ写真を複数回使用しないでください。 ・ 写真サイズを統一してください。ただし、画像の拡大やトリミングを行わないでください。 ・ 同一仕様の資機材については、監督員と協議のうえ抽出して撮影してください。全数が確認できるように納品の都度撮影する必要はありません。 ・ 産業廃棄物処理場内は、トラック等が走行しており危険なため、荷下ろし中の写真を撮影する必要はありません。 廃棄状況写真については、処分先がわかるように施設名称看板・許可表示板等と運搬車両を搬入時、荷下ろし完了で撮影してください。

3. 施工における重点項目

現場施工で頻繁に確認される指摘事項です。社内検査などで特に確認してください。

重点項目	各工種 共通	①入線口や開口部はパテや蓋で閉塞してください。 (盤類、プルボックス、ダクト、配管端部、エントランスキャップ、ハンドホール)
		②線名札を取り付けてください。 区間(始点[盤・機器名称]～終点[盤・機器名称])、線種、電線サイズを記載してください。 (盤類、機器類、プルボックス、ダクト、ラック、ハンドホール、電極、予備配管の導入線など)
		③支持、固定を確実にを行い、盤類、機器類及び架台の据付ボルトには合いマークを入れてください。14mm ² 以上の電線及びケーブルは、増し締め表示をしてください。
		④塗装の剥がれや傷にタッチアップをしてください。 (盤類、機器、プルボックス、ダクト、配管、ポールなど。また、昇降機の外観(扉、三方枠))
		⑤撤去跡や施工に伴い生じた傷の補修をしてください。 (ボルト、ビス穴をモルタルやコーキング材で埋め塗装するなど)
		⑥施工部分の清掃をしてください。 (盤、機器、プルボックス、ダクトなど。また、昇降機の外観(扉、三方枠、内装))
		⑦施工銘板を正確に取り付けてください。 受注者名、工事件名、施工年月を記載してください。既設盤改造の場合は改造内容を表示してください。(盤類、機器類)
		⑧用途表示をしてください。 (接地端子台の接地種別、タイマーの用途及び設定値、呼出表示器復旧釦、引込入線力バー、端子盤内機器スペース、プルボックスなど)
		⑨完成図、系統図、取扱説明書などを挿入してください。 (盤類、機器類、火災受信機、消火栓ボックス、メーターボックス)
		⑩強電線と弱電線の離隔を取ってください。 (天井、ピット、盤内、プルボックス、ダクト、ラック、ハンドホールなど)
		⑪バッテリーの交換時期を表示してください。 (警報盤、火災受信機、非常放送アンプ、UPSなど)
		⑫耐震措置を施してください。 (PC、ディスプレイ、UPS、HDD、リモートマイクなど)
	建築電気 設備工事 ・ プラント 電気設備 工事	⑬名称を正確に表示してください。 (盤名称、負荷名称、機器名称、警報名称)
		⑭屋外の盤類、プルボックス、ダクトには三方コーキングを施してください。
		⑮ELB用接地線は緑色の電線に黄色端子キャップ、又は緑／黄色の電線で区別してください。(黄色の電線を使用しないでください。)
		⑯接地極埋設標を正確に取り付けてください。 (種別、抵抗値、角度、深さの記載内容、設計図書で指定された埋設標の数量、材質)
		⑰配線器具に表示をしてください。 (スイッチの点灯区分や消し遅れ表示、コンセントの回路番号、専用負荷表示など)
		⑱人が触れる範囲の突起物、鋭利な部分を無くす、もしくは養生や危険表示をしてください。 (盤類やボックスの角部、ダクター端部、ダクタークリップ、支持ボルト、基礎コンクリートのバリなど)
	土木電気 設備工事	⑲管理銘板を正しく作成してください。 消費電力の記載は、照明器具の最大消費電力であり、電力会社へ申請した電力値ではありません。
	昇降機 設備工事	⑳機器類や銘板、表示シールを正確に取り付けてください。 傾きや隙間がないかなど取付状況を確認してください。

4. 施工(工事種別ごと)

重点項目の他にもよくある指摘や是正に手間がかかる指摘を工事種別ごとに記載しています。

建築電気設備工事	[盤類] ・ 高圧ケーブル末端処理銘板(線種、作業日付、工事業者名、作業員氏名)を見やすい位置に表示してください。 ・ 受変電設備内の変圧器や高圧機器については、扉の裏面に機器の副銘板を貼り付けてください。 ・ 200V電灯回路には赤文字で200V表示、端子キャップは赤と黒で施工してください。 ・ 逆相送りしている回路には逆相の表示をしてください。 ・ 1端子へのケーブル等の接続は2本までとしてください。 ・ 屋外に設置する盤の底面に水抜き穴を設けてください。 ・ タイマーを内蔵している場合は、用途・設定時間の表示をしてください。 ・ 盤用にアース線を取り付けてください。扉にもアース線が必要です。 ・ 盤面にランプ等が複数ある場合は、用途表示をしてください。 ・ 盤面計器の赤針を設定してください。
	[機器類] ・ 機器(撤去保管品を含む)に転倒防止措置を行ってください。 ・ 落下防止ワイヤーを取り付けてください。(壁掛けディスプレイ、大型スピーカなど) ・ 電極ボックス蓋に警報の用途表示を行ってください。 ・ 自動火災報知設備の発信機に警戒区域番号表示を行ってください。 ・ 照明器具の傾き、天井との隙間、ライトバーの浮き等が無いことを確認してください。
	[配線器具] ・ コンセントの極性、接地に誤りが無いことを確認してください。 ・ スイッチに用途表示(換気扇、消し遅れ等)を行ってください。
	[ボックス類] ・ 屋外に設置するプルボックスやジョイントボックスは、底部に水抜き穴を設けてください。
	[配管配線類] ・ 高圧注意の表示を行ってください。 (人が触れる範囲の配管、ラック、ダクト、プルボックス、ハンドホール内ケーブルなど) ・ メタルモールの浮き、ベースブロックのぐらつき等、適正に施工されていることを確認してください。 ・ ボンディングを施してください。(配管、ラック、ダクト、プルボックス、金属線ぴ、ちょう架用線など) ・ 天井内ころがし配線が天井下地に接触しないよう、ケーブル支持を行ってください。
	[接地] ・ 異なる種別の接地線を同一端子台で接続(混触)させないでください。
	[区画貫通処理等] ・ 必要な箇所の防火区画貫通処理を行ってください。 ・ 国土交通大臣認定工法で施工した箇所には工法表示ラベルを貼り付けてください。 ・ 区画以外の貫通部においても水気、じんあい等が侵入し難いようパテなどで閉塞してください。
プラント電気設備工事	[その他] ・ 埋設標を適切に設置してください。(躓かないようにする、正しい方向にするなど) ・ 塗装が必要な工事においては、配管及び配管付属品の塗装をしてください。 ・ 検査時に動作が確認できないことが無いようにしてください。(新設、移設、撤去再取付等を含む) ・ 埋戻し、転圧を確実にやり、くぼみなどが無いようにしてください。
	・ 高圧ケーブル末端処理銘板(線種、作業日付、工事業者名、作業員氏名)を見やすい位置に表示してください。 ・ 動線上の配管には、注意表示(トラテープ等)を行ってください。 ・ バルブ開閉札を取り付けてください。 ・ 埋戻し、転圧を確実にやり、くぼみなどが無いようにしてください。
土木電気設備工事	・ 灯具に落下防止ワイヤーを取り付けてください。 ・ ポール内に結露できないよう管口処理(ニップル部の保護含む)を確実に行ってください。 ・ 管理銘板に浮きがないようリベット打ちで行ってください。 ・ ソーラータイムスイッチを正しく設定してください。(地区、時間)
昇降機設備工事	・ 現場検査時に機器の型式が確認できるようにしてください。 ・ インターホンの通話方法を分かりやすく表示してください。 ・ カウンターウェイト接近注意の表示をしてください。